

特定業務従事者の健康診断 (労働安全衛生規則第45条)

下表 ～ に示した特定業務に従事されている労働者に対し、当該業務への配置替えおよび6ヶ月以内ごとに1回、定期的に、定期健康診断と同じ項目の健康診断を実施しなければなりません。

ただし、胸部X線検査については、1年以内ごとに1回、定期に行えば足りることとされています。

年2回のうち1回は、医師の判断により省略することが出来る検査があります。

特定業務一覧(労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務)

多量の高熱物体を取り扱う業務および著しく暑熱な場所における業務

多量の低温物体を取り扱う業務および著しく寒冷な場所における業務

ラジウム放射線、X線その他の有害放射線にさらされる業務

土石、獣毛等のじんあひまたは粉末を著しく飛散する場所における業務

異常気圧下における業務

さく岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務

重量物の取り扱い等重激な業務

ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務

坑内における業務

深夜業を含む業務

水銀、砒素、黄リン、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務

鉛、水銀、クロム、砒素、黄リン、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務

病原体によって汚染のおそれが著しい業務

その他厚生労働大臣が定める業務

